

「土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」一部改正案の
パブリック・コメントの実施について

土浦市市民生活部環境衛生課

ごみ処理有料化に伴い手数料の規定の改正を行うため、「土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正します。

つきましては土浦市パブリック・コメント手続きに関する要綱に基づき、皆さんからの意見を募集いたします。

1 公表するもの

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

2 意見の募集期間

平成29年6月15日（木）から平成29年7月5日（水）

3 意見を提出できる方

- ・土浦市内に住所を有する方、または通勤・通学する方
- ・土浦市内に事務所・事業所を有する個人・法人・その他の団体の方

4 意見の提出方法

- ・意見等は必ず氏名（名称）、住所（所在）、連絡先を記入のうえ、持参または郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。（電話は不可）

あて先 土浦市市民生活部環境衛生課

① 郵送（封書またはハガキ）送付先

〒300-8686 土浦市大和町9-1

② ファックス送付先 029-826-1064

③ 電子メールアドレス gomitai@city.tsuchiura.lg.jp

5 公表する場所

- ・環境衛生課窓口、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館
- ・市のホームページへの掲載

【ご注意】

- 氏名(名称)、住所、連絡先を記入してください。お寄せいただいた個人情報とは他の目的には一切使用しません。
- お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いません。
- いただきましたご意見の内容を、上記の閲覧場所及びホームページで公表させていただく予定です。
- 電話及び口頭での意見募集には応じられません。